

令和6年4月に小中学校新入学
児童生徒のいる保護者の皆様へ

新



就学援助制度についてのおしらせ

🌀 新入学児童生徒学用品費を先行して支給します 🌀

吉岡町では、経済的な理由で就学費用負担に心配のある町立小中学校に通学する児童生徒がいるご家庭に、学校生活に必要な費用の一部を援助する制度（就学援助制度）があります。

対象となるご家庭に対し給食費等を援助しています。そのうちの新入学児童生徒学用品費のみ、入学前に先行して支給を行います。

※ 就学援助制度は申請が必要です。

📎 申請期間 📎 配布後 ~ 令和6年1月31日(水)

締切日以降~5月末日の申請については対象とし、認定の場合には1学期支給分と併せて支給します。

申請方法
提出先

『就学援助費交付申請書』に必要事項等を記入・押印し、吉岡町教育委員会事務局 学校教育室(町文化センター内)へ提出してください。

※ 申請書は、通常の『就学援助費交付申請書』と兼用なので、追加の提出は不要です。

* 提出書類 *

☆ 就学援助費交付申請書 ☆ 判定基準は令和4年の所得とします。

※ 添付書類については原則不要ですが、以下の場合には判定ができませんので、税の申告を必ず済ませてください。(申請後でも大丈夫です！)

- ◎ お勤め先等で令和4年中に年末調整を行っていない方
- ◎ 令和5年2~3月に確定申告もしくは住民税申告を行っていない方

※ 次の方は必要書類を添付してください。

- ◎ 令和5年1月2日以降に吉岡町へ転入された方
↳ 令和5年1月1日にお住まいの市町村発行の『所得課税証明書』を添付してください。

◆ なお、4月以降の通常の就学援助費を受給希望の場合や、兄弟姉妹がいる場合も、この『新就学援助費交付申請書』(1世帯につき1枚の申請書に記入)で対応します。ただし、通常の就学援助費の判定基準は令和5年の所得とします。

★ ご不明な点や、その他の援助内容のお問合せは教育委員会事務局学校教育室へ

☆ 新入学児童生徒学用品費の支給金額(予定)・支給時期及び支給方法 ☆

令和6年3月下旬 (振込予定)

56,020円(小学校入学児童) 60,000円(中学校入学生徒)

認定された場合、認定通知と振込予定通知を送付後、申請書記載の口座に振り込みます。支給金額については、あくまでも予定金額です。変更になる場合があります。

☆ 注意事項 ☆

☆ 収入等の確認について ☆

就学援助費交付申請に伴う要件確認のために必要となる世帯全員の情報について、関係各課に開示請求を行います。

(収入等の確認不可 ⇒ 判定ができない!!! ⇒ 認定ができない ⇒ 支給が遅れる!!! 等の状況が生じます。その際は、教育委員会事務局から確認の連絡をしますのでご了承ください。)

☆ 注意事項1 ☆

令和6年度の通常の就学援助申請と新入学児童生徒学用品費前倒しの申請は1枚でできます。ただし、通常の就学援助の認定基準は令和5年1月1日から令和5年12月31日の所得を判定基準となります。今年度の確定申告等も必ず済ませてください。

☆ 注意事項2 ☆

通常の就学援助費の主な支給項目(新入学児童生徒学用品費支給分以外)

限度額支給・・・学用品費・校外活動費・修学旅行費

全額支給・・・学校給食費・通学費・PTA会費・児童生徒会費・部活動後援会費 等

※ 就学援助費の詳細については【保護者の皆様へ 就学援助制度についてのおしらせ】をご覧ください

☆ 注意事項3 ☆

就学援助費受給中に、家族構成に変更があった場合は再審査が必要なので必ず申し出てください。

対象となる家庭



令和6年4月に吉岡町立小中学校入学予定の児童生徒の保護者で、下記の(1)(2)いずれかの条件に該当し、受付期間内に申請手続をして、吉岡町教育委員会が認定した家庭。

- (1) 児童生徒の保護者が、生活保護を受給している家庭(「要保護児童生徒」)
また、保護を受けていなくても保護を必要とする状態にある場合も含む。
- (2) 次のいずれかに当てはまる家庭(「準要保護児童生徒」に相当する家庭)
 - ア 児童生徒の保護者が、生活保護受給者に準ずる程度に困窮していると認められる者。
 - イ 生活保護受給世帯以外の世帯の児童生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する者で、教育委員会が援助を必要と認める者。
 - (a) 生活保護が停止または廃止になって、現在何も保護を受けていない者。
 - (b) 地方税法に基づく町民税の非課税・減免措置を受けている者。
 - (c) 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を支給されている者。
 - (d) 学用品、通学用品等に不自由している児童生徒で、保護者の生活状態が極めて困難と認められる者。
 - (e) 令和5年分の世帯全員の収入が基準額を下回り援助を必要とする者。

◎ 参 考 ◎

人数	家族構成	収入基準参考額
2人	父または母・小学生1人	約224万円
3人	父または母・中学生1人・小学生1人	約271万円
4人	父・母・中学生2人	約319万円

※ あくまでも参考例であり、生活保護基準額票の改定や家族の年齢や住まいの状況等により変動します。

※ 申請後に家族構成の変更や転居があった場合は必ず申し出てください。再審査が必要になります。

その他、ご不明な点は吉岡町教育委員会事務局
学校教育室までお問い合わせください。

* 制度についての問い合わせ先 *
吉岡町教育委員会事務局 学校教育室
電話：0279-54-3111 内線(695)